

靴型装具の写真添付について

平成30年4月1日より、靴型装具に係る支給申請書には当該装具の写真の添付が必要になりました。

写真については、下記の点にご注意ください。

写真で十分に確認ができない場合、現物を確認させていただく場合があります。

- (1)異なる方向(全体・横・後ろ等)から撮影した3枚以上の写真を添付してください。
- (2)全体を写したものは、装着中の写真が望ましいです。
- (3)サイズ、ロゴ、商標等の記載がある場合はその部分がよく見えるよう撮影してください。
- (4)附属部品等も含めて購入したすべての装具を撮影してください。
- (5)中敷き等がある場合には、靴から取り出した状態で撮影してください。